

## 小田原市地域公共交通事業者運行等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、新型コロナウイルス感染症の禍中においても、エッセンシャルワーカーとして、地域生活や経済活動を支えている路線バス事業者やタクシー事業者の運行に係る支援を行うことで、公共交通サービスを維持するため、予算の範囲内において小田原市地域公共交通事業者運行等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）を営業者をいう。

(補助対象事業者)

**第3条** 補助対象事業者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市域内を運行する路線を有し、運行を継続する路線バス事業者
- (2) 市内を営業区域とし、かつ、市内に本社又は営業所を有し、運行を継続するタクシー事業者

(補助対象経費)

**第4条** 補助対象経費は、次に掲げる経費（補助対象経費の消費税相当分は、対象としない。）とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に資すると認められる物品の購入又は作業に要する経費
- (2) 運行に要する経費（燃料費に限る。）

(補助対象期間)

**第5条** 補助対象期間は、令和4年4月1日から令和4年9月30日までとする。

(補助金の額)

**第6条** 補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、補助金の上限額は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 路線バス事業者 市域内を運行する1日のバス車両台数に、当該車両の1日の総運行回数のうち、市域内を運行する回数の割合を乗じて算定した車両台数に35,000円を乗じて得た額（補助対象期間中における1日の車両台数及び運行回数とする。）

(2) タクシー事業者 市内の本社又は営業所で保有するタクシー車両台数に12,000円を乗じて得た額（補助対象期間中における車両台数とする。）

2 補助金の交付は、同一事業者について1回を限度とする。

（補助金交付申請）

**第7条** 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書兼実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が定める期間内に市長に提出しなければならない。

(1) 路線バス事業者にあつては、市域内を運行する1日のバスの車両台数及び当該車両の1日の総運行回数と市域内の運行回数を確認できる書類

(2) タクシー事業者にあつては、営業区域及び本社又は営業所の所在地が分かる書類並びに市域内における本社又は営業所で保有する車両数を確認できる書類

(3) 誓約書（様式第2号）

(4) 小田原市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第3号）及び役員等一覧表（様式第4号）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び額の確定）

**第8条** 市長は、前条の規定により申請書兼実績報告書の提出を受けたときは、内容その他必要な事項を審査し、これを適当と認めるときは、補助金の交付の決定をし、及び交付すべき額の確定をし、補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第5号）により、申請した者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により審査した結果、補助金の不交付を決定した場合は、補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請した者に通知するものとする。

（補助金の請求）

**第9条** 補助金の交付の決定を受けた者は、請求書により、補助金交付決定及び額の確定通知書の通知日から30日以内に市長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

**第10条** 補助金の交付の時期は、前条に定める請求書を受け取った日から1月以内とする。

(補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還)

**第11条** 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、補助金返還通知書(様式第7号)により、補助金の返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合
- (2) 申請書兼実績報告書に虚偽の記載をした場合
- (3) 補助金を補助対象経費以外の用途に使用した場合
- (4) その他この要綱に違反したと認められる場合

(状況報告及び調査)

**第12条** 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要な報告を求めるとともに、書類等について調査を行うことができる。

(備付帳簿)

**第13条** 交付金の交付を受けた者は、必要な帳簿等を備え付け、当該補助経費を支出した年度の翌年度の4月1日から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

(その他)

**第14条** この要綱の実施に関し必要な事項は、小田原市補助金の交付等に関する規則(昭和56年小田原市規則第2号)に定めるもののほか、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

小田原市長 様

申請者住所（又は所在地）  
申請者氏名  
（法人等にあつては名称及び代表者氏名）

小田原市地域公共交通事業者運行等支援事業費補助金の交付を、関係書類を添えて申請（兼実績報告）します。

交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

1 交付申請額内訳

区分	基本額（A）	車両台数（B）	計（（A）×（B））（C）
路線バス事業者	35,000円	台	円
タクシー事業者	12,000円	台	円

2 実績報告

（単位：円）

実施した内容	要した経費
<input type="checkbox"/> 感染拡大防止 具体的な内容：	
<input type="checkbox"/> 運行に係る燃料費 具体的な内容： ① 軽油費 ② LPガス ③ その他（ ）	

※別葉で記載しても構いません。

### 3 添付書類

- (1) 路線バス事業者にあつては、市域内を運行する1日のバスの車両台数及び当該車両台数の1日の総運行回数と市域内の運行回数が確認できる書類
- (2) タクシー事業者にあつては、営業区域及び本社または営業所の所在地が分かる書類並びに市域内における本社又は営業所で保有する車両台数を確認できる書類
- (3) 誓約書
- (4) 小田原市暴力団排除条例に係る誓約書及び役員等一覧表
- (5) その他市長が必要と認める書類

### 4 審査欄（所管課記入欄）

審査項目	審査基準	審査欄（○・×）
記載項目・ 添付書類	補助金交付申請書等に未記入はないか。	
	添付書類は、指定したものが提出されているか。	
	申請額及び実績額は、正しく算出されているか。	
<b>【審査欄に×を記載した場合の内容】</b>		
<b>【審査欄に×を記載した項目への対応】</b>		

※この交付申請書及び添付書類は、公文書として取り扱われ、公開請求があるときは、個人情報など「小田原市情報公開条例」において非公開情報とされている部分を除き、全て公開されます。

様式第2号（第7条関係）

誓約書

小田原市地域公共交通事業者運行等支援事業費補助金の交付申請等にあたり、次の内容について誓約いたします。

- ・ 補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症の禍中においても、引き続きエッセンシャルワーカーとして事業を継続します。
- ・ 本申請内容等は、交付要綱の規定に基づき適正であることを誓約します。また、事業についても当該交付要綱に基づき適正に実施いたします。なお、審査に当たり必要な場合、申請内容の照会について同意するとともに、審査に必要な指示に従います。
- ・ 本申請内容等に、他の補助金制度を活用した事業が重複していないことを誓約します。
- ・ 本申請内容等に虚偽があった場合、補助金交付決定の取消し及び返還について異議を申し立てません。
- ・ 当該補助金交付後、事業の施行に際し、必要な帳簿等を備え付け、当該補助事業完了年度の翌年度の4月1日から起算して5年間整備保管します。

年 月 日

申請者住所（又は所在地）

申請者氏名

（法人等にあつては名称及び代表者氏名）

様式第3号（第7条関係）

小田原市暴力団排除条例に係る誓約書

年 月 日

小田原市長 様

誓約者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

小田原市地域公共交通事業者運行等支援事業費助成金交付要綱における交付申請等にあたり、次の事項について誓約します。

- 1 誓約者（法人の場合、代表者及び役員）は、次の各号に掲げる者には該当しません。
  - (1) 小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号。以下「市条例」という。）第2条第2号に定める暴力団
  - (2) 市条例第2条第4号に定める暴力団員等
  - (3) 市条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等
  - (4) 暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
  - (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成30年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者

以上

様式第4号 (第7条関係)

役員等一覧表

年 月 日現在の役員

小田原市長 様

商号又は 名称									
所在地									
役職名	氏名		生年月日				性別	住所	
	カナ	漢字	元号	年	月	日			
備考									

備考1 カナは半角で、元号はM、T、S、H、Rで記入すること。

備考2 性別は、M (男)、F (女) のいずれかで記入すること。

備考3 欄が足りない場合は、適宜追加すること。

記載された全ての者は、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、本様式に記載された全ての情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

氏名又は名称

代表者氏名

様式第5号（第8条関係）

補助金交付決定及び額の確定通知書

番 号  
年 月 日

氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名） 様

小田原市長



年 月 日付けで申請のあつた小田原市地域公共交通事業者運行等支援事業費補助金については、次のとおり決定したので通知する。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる経費は、年 月 日付け補助金交付申請書兼実績報告書記載のとおりとする。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
  - (4) 市長が補助事業の内容及び補助金の使途について報告を求めるときは、速やかに資料を提出すること。
  - (5) 小田原市補助金の交付等に関する規則及び小田原市地域公共交通事業者運行等支援事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。
  - (6) この補助金を他の用途に使用し、又は法令、補助条件又は市長の指示若しくは命令に違反したときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 3 この補助金の交付の決定の内容又は補助条件に不服があるときは、この通知を受理した日から10日を経過する日までの間申請を取り下げることができる。
- 4 この補助金に係る請求は、交付決定及び額の確定の通知日から起算して30日以内に請求書を提出しなければならない。
- 5 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助対象経費を支出した年度の翌年度の4月1日から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 6 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。
- (1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
  - (2) 代表者を変更したとき。
  - (3) 申請内容に変更が生じるとき。
  - (4) 事業を中止又は廃止するとき。

(事務担当課)

様式第6号（第8条関係）

補助金不交付決定通知書

番 号  
年 月 日

氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名） 様

小田原市長



年 月 日付で申請のあつた小田原市地域公共交通事業者運行等支援事業費補助金について、以下の理由により交付しないことを決定したので通知する。

不交付の理由

（事務担当課）

様式第7号（第11条関係）

補助金返還通知書

番 号  
年 月 日

氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名） 様

小田原市長

印

年 月 日付け 第 号で交付決定した小田原市地域公共交通事業者運行等支援事業費補助金の返還について通知する。

1 返還額 円

2 返還理由

3 納付期日 年 月 日

（事務担当課）